

東京大学経済学図書館所蔵資料のデジタルデータについて

- (1) この画像データは、東京大学経済学図書館が所蔵する資料のうち、有価証券報告書をデジタル撮影したものです。
- (2) 利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化により、一部、文字の写りが悪いものを含んでいます。また、一部、オンライン公開に適さないと判断し、墨消処理した部分があります。
- (5) この画像データに関する質問等は東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

半 期 報 告 書 の 訂 正 報 告 書

(証券取引法第24条の5第3項に基づく報告書)

事業年度 (第29期中) 自昭和48年4月1日～至昭和48年9月30日
(第30期中) 自昭和49年4月1日～至昭和49年9月30日
(第31期中) 自昭和50年4月1日～至昭和50年9月30日
(第32期中) 自昭和51年4月1日～至昭和51年9月30日
(第33期中) 自昭和52年4月1日～至昭和52年9月30日
(第34期中) 自昭和53年4月1日～至昭和53年9月30日

大 蔵 大 臣 殿

昭和54年10月16日提出

会 社 名 協 同 飼 料 株 式 会 社

英 訳 名 Kyodo Shokyo Co, Ltd

代表者の役職氏名 取締役社長 吉 田 駒 三



本店の所在の場所 横浜市中区日本大通18番地 電話番号 横浜(641)5861 連絡者 西山 竜二

もよりの連絡場所 同 上 電話番号 同 上 連絡者 同 上

半期報告書の訂正報告書の写しを縦覧に供する場所

名 称

所 在 地

東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町一丁目6番地

半期報告書の訂正報告書について

1. 訂正報告書の提出理由

記載事項について記載洩れがありましたので下記の通り訂正いたします。

2. 訂正事項

事業年度（第29期中）自昭和48年4月1日～至昭和48年9月30日

第4. 経理の状況

2. その他

(1) 訴 訟

訂正前

2. その他 (1)訴訟の事項について記載なし。

訂正後

昭和47年12月1日公募付併行増資に関連して昭和48年3月15日付東京地方検察庁より証券取引法第125条第2項第1号、同条第3項（相場操縦の禁止）及び商法第489条第2号（自己株式取得禁止）違反容疑に問われて、当社および当社役員2名が起訴され東京地方裁判所において公判係属中であり、あります。

事業年度（第30期中）自昭和49年4月1日～至昭和49年9月30日

第4. 経理の状況

2. その他

(1) 訴 訟

訂正前

2. その他 (1)訴訟の事項について記載なし。

訂正後

昭和47年12月1日公募付併行増資に関連して昭和48年3月15日付東京地方検察庁より証券取引法第125条第2項第1号、同条第3項（相場操縦の禁止）及び商法第489条第2号（自己株式取得禁止）違反容疑に問われて、当社および当社役員2名が起訴され東京地方裁判所において公判係属中であり、あります。

事業年度（第31期中）自昭和50年4月1日～至昭和50年9月30日

第4. 経理の状況

3. その他

(1) 訴 訟

訂正前

3. その他 (1)訴訟の事項について記載なし。

訂正後

昭和47年12月1日公募付併行増資に関連して昭和48年3月15日付東京地方検察庁より証券取引法第125条第2項第1号、同条第3項（相場操縦の禁止）及び商法第489条第2号（自己株式取得禁止）違反容疑に問われて、当社および当社役員2名が起訴され東京地方裁判所において公判係属中であり、あります。

事業年度（第32期中）自昭和51年4月1日～至昭和51年9月30日

第4. 経理の状況

3. その他

(1) 訴 訟

訂正前

特記事項なし

訂正後

昭和47年12月1日公募付併行増資に関連して昭和48年3月15日付東京地方検察庁より証券取引法第125条第2項第1号、同条第3項（相場操縦の禁止）及び商法第489条第2号（自己株式取得禁止）違反容疑に問われて、当社および当社役員2名が起訴され東京地方裁判所において公判係属中であります。

事業年度（第33期中）自昭和52年4月1日～至昭和52年9月30日

第4. 経理の状況

2. その他

(1) 訴 訟

訂正前

特記事項なし。

訂正後

昭和47年12月1日公募付併行増資に関連して昭和48年3月15日付東京地方検察庁より証券取引法第125条第2項第1号、同条第3項（相場操縦の禁止）及び商法第489条第2号（自己株式取得禁止）違反容疑に問われて、当社および当社役員2名が起訴され東京地方裁判所において公判係属中であります。

事業年度（第34期中）自昭和53年4月1日～至昭和53年9月30日

第4. 経理の状況

2. その他

(1) 訴 訟

訂正前

特記事項はありません。

訂正後

昭和47年12月1日公募付併行増資に関連して昭和48年3月15日付東京地方検察庁より証券取引法第125条第2項第1号、同条第3項（相場操縦の禁止）及び商法第489条第2号（自己株式取得禁止）違反容疑に問われて、当社および当社役員2名が起訴され東京地方裁判所において公判係属中であります。